

## 火災警報等に関するアンケート調査結果（速報）

---

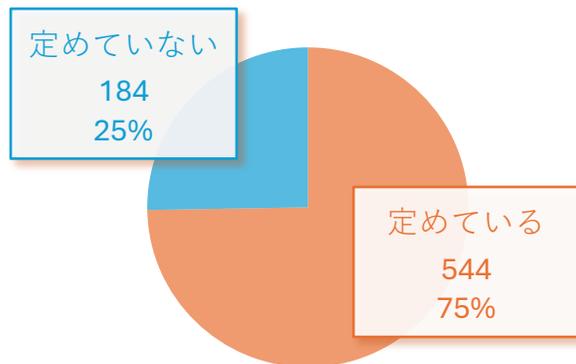
総務省消防庁

# 火災警報等に関するアンケート調査概要

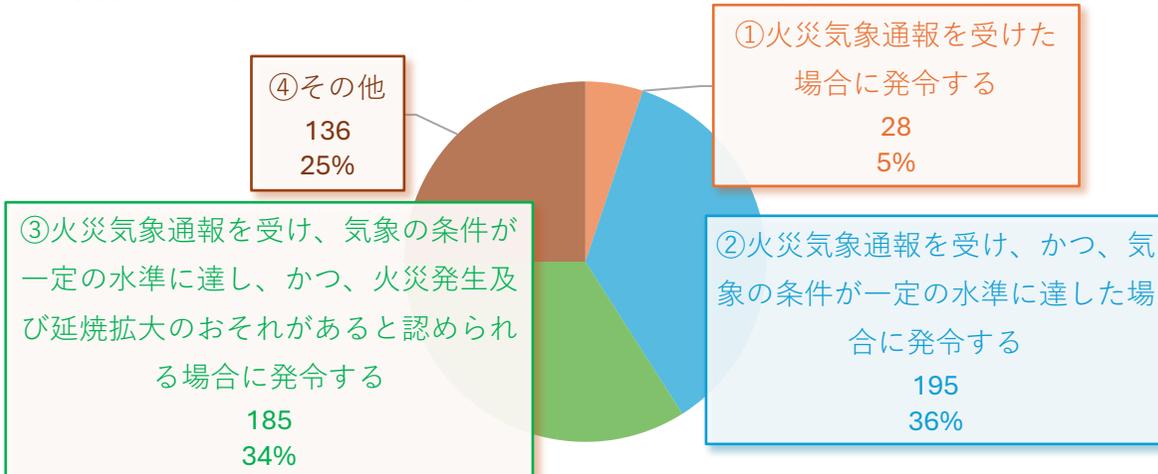
- 全国の消防本部及び非常備町村を対象として、火災警報及び林野火災予防に関するアンケート調査を実施した。
- 調査項目
  - ・火災警報の発令基準等について
  - ・火災警報の発令実績等について
  - ・火災警報を発令した場合に制限される行為について
  - ・火災警報に関する課題意識等について
  - ・林野火災予防(屋外における燃焼行為対策等)について など
- 回答数:728(714消防本部+14非常備町村)
- 主な回答結果は、次ページ以降のとおり。

# 火災警報の発令基準等について

## 1. 火災警報の発令基準を定めているか（回答数：728）



## 2. 1. で「定めている」と回答したものについて、火災警報の発令基準として採用しているもの（回答数：544）



## 3. 火災警報の発令基準として採用している気象の条件

- ①実効湿度【60%～65%】以下、かつ、最小湿度【30%～40%】以下、かつ、最大風速【7m～10m】以上又は
- ②平均風速【10m～18m】が1時間継続する見込みなどの回答が多数

## 4. 気象の条件の具体的な数値の設定の考え方

「消防信号の取り扱いについて」（昭和24年国消管発第136号）※をもとに、地域の実情に応じて設定しているなどの回答が多数

※ 実効湿度が60%以下、かつ、最低湿度が40%を下り、かつ、最大風速が7mを超える見込みのとき。又は、平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

<参考> 現行の火災気象通報の基準

火災気象通報【乾燥】 = 乾燥注意報の発表基準 ⇒ 最小湿度20～40%で実効湿度50～60%など

火災気象通報【強風】 = 強風注意報の発表基準 ⇒ 平均風速10～15m/s

# 火災警報の発令実績等について①

## 1. 過去5年間に火災警報を発令した実績がある消防本部

	発令回数	火災気象通報を受けずに発令した回数	発令日数 (延べ日数)
福島市消防本部（福島県）	311回	0	550日
魚沼市消防本部（新潟県）	1回	0	1日
南アルプス市消防本部（山梨県）	15回	0	7日(令和6年)※
高山市消防本部（岐阜県）	16回	0	27日
多治見市消防本部（岐阜県）	3回	0	3日
飛騨市消防本部（岐阜県）	3回	0	3日

※令和5年以前は記録が残っていない。

## 2. 火災警報をどのように住民に周知したか

- ・ 報道機関へ周知、電光掲示板
- ・ 広報車両・消防車両での巡回広報、ホームページに掲載
- ・ 防災行政無線、たき火等届出者に対して電話連絡、CATVの活用
- ・ メール配信、防災ラジオ、テレフォンサービス
- ・ 火災警報サイレン吹鳴
- ・ 庁舎入口に掲示板を設置

## 3. 住民が火の使用制限に従っているかどうかをどのように確認したか

- ・ 巡回警戒の実施
- ・ 電話連絡及び消防車両による巡回警戒
- ・ 火入れ、野焼き等に関しては即時中止を指導

## 火災警報の発令実績等について②

### 4. 実際に火災警報を発令して効果があったと感じた点

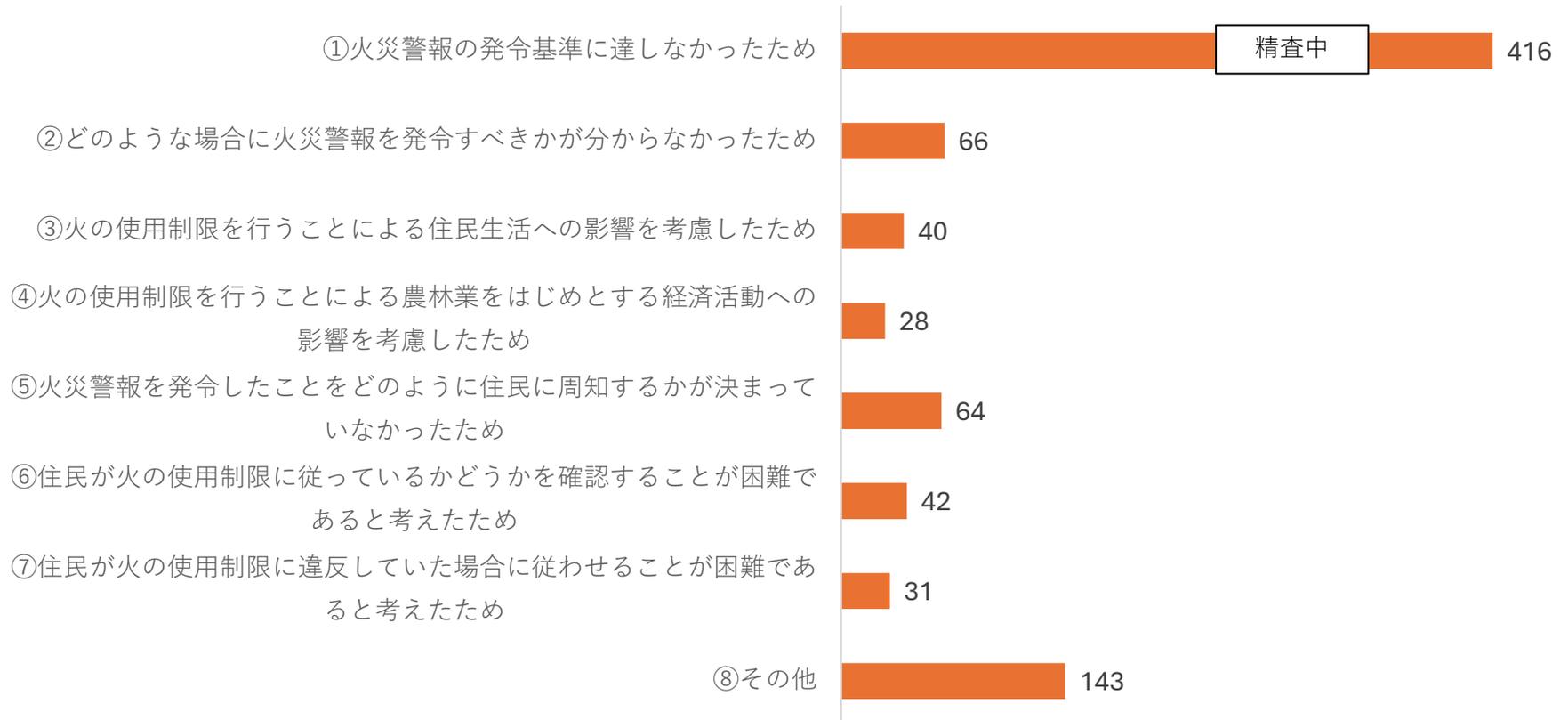
- ・ 数年林野火災の発生がない。
- ・ 火の取り扱いに係る注意喚起について効果があると感じた。
- ・ 住民への注意喚起および火気使用制限につながった。
- ・ 住民に周知することで火災予防に繋がった。
- ・ 農業者は火入れを行う際には気象状況に関心を持つようになった。

### 5. 実際に火災警報を発令して課題があったと感じた点

- ・ 発令期間中のクレーム対応。
- ・ 火の使用制限に従っているかの確認について課題がある。
- ・ 発令後、短時間で解除した。気象変化の見通しを読み取るのは難しいと感じた。
- ・ 効果の検証が困難。
- ・ 過去にサイレン吹鳴に対して苦情があったこともあるが、現在は市民に浸透しているため特に課題はない。

# 火災警報の発令実績等について③

## 6. 過去5年間に火災警報を発令しなかった理由（複数回答あり）（回答数：719）



# 火災警報の発令実績等について④

7. 6. で「③火の使用制限を行うことによる住民生活への影響を考慮したため」を回答したものについて、住民生活への影響として、具体的にどのような影響を考慮したか

## 【1】社会的影響・市民生活への影響

- ・発令により、市民の不安をあおることを考慮した。
- ・火災警報を発令することにより、市民生活が制限されることとなるため。
- ・日常生活に支障が生じる可能性がある。
- ・屋外での火の使用制限等により住民生活に影響が出ること。
- ・軽微な火気取り扱い（BBQ、歩きタバコ等）まで制限が及ぶ。
- ・住民への理解を得ることが困難であることが予想されたため。

## 【2】地域特性・地理的要因

- ・管轄する区域の形状が南北に長く、面積も広いため、気象条件の変動がある。
- ・市内の各地域において気象状況が異なるため。
- ・山間部を市内に多く持っており、一般家庭の雑木の焼却等に影響が大きいため。

## 【3】罰則・強制力

- ・住民への罰則を行使することを考慮すると、発令をためらう部分があった。

## 【4】情報提供・住民理解の促進

- ・火災警報を頻発することで信憑性が揺らぎ、住民の混乱を招くおそれがある。
- ・住民が十分に理解していない状況で発令することで、かえって混乱をきたすおそれがある。
- ・火災警報等の住民への周知が徹底されていないため、混乱が生じることが予想されるため。
- ・住民からの苦情問題。

## 【5】農業・産業への影響

- ・農業への影響（農家が多いため、たき火や火入れを制限すると農業に影響）。
- ・農林業を始め、住民生活への支障をきたすおそれがあり、近隣市町村との調整が困難なため。
- ・兼業農家が多く火の使用制限による不利益が大きいと考えるため。
- ・田や畑の不用物の焼却は土への栄養を補充すると言われていることから、これを一律に禁止することによる影響。

# 火災警報の発令実績等について⑤

8. 6. で「④火の使用制限を行うことによる農林業をはじめとする経済活動への影響を考慮したため」を回答したものについて、経済活動への影響として、具体的にどのような影響を考慮したか

## 【1】農業・林業への影響

野焼き・火入れの必要性、作業時期との重なり、防虫など、農作業への支障が懸念されている。

- ・りんご農家による伐採した枝は、各農家が焼却処分しており、発生する枝の量からも焼却以外の処分が現実的ではないため。
- ・農業では田植え時期等時間的制約があるため、野焼きするタイミングも天候を見ながら行っている。当市は農家が多く時機を失することによる影響が大きい。
- ・地域の特性上、農工作が盛んであり火の使用を制限することで、農作業への影響が出ると考えたため。
- ・火災警報の発令条件に該当する件数が多く、農林業を始め住民生活への支障をきたす恐れがあり、近隣市町村との調整が困難。
- ・火災警報を発令する気象条件に達する日数が多いため、農林業者が行うたき火等の実施に制約がかかる。

## 【2】経済活動への影響

火の使用を伴う経済活動の制限が懸念されている。

- ・事業に伴う火気使用で規模や状況が不明の場合、火気使用制限が不利益を招くことを危惧したため。
- ・経済活動への影響が計り知れないため。

## 【3】住民からの反発・苦情

苦情の発生や地域理解の困難さ、一律発令による混乱への懸念。

- ・住民からの苦情問題。
- ・農林業への理解を得ることが困難であることが予想されたため。
- ・火災警報を頻発することで信憑性が揺らぎ、住民の混乱を招くおそれがある。

## 【4】イベント・地域行事への影響

催し物など住民生活のイベント運営に対する影響。

- ・催し物の開催等に影響がある。

# 火災警報の発令実績等について⑥

## 9. 過去5年間に消防法第23条に基づくたき火又は喫煙の制限を発動した実績がある消防本部

	発動回数	発動日数（延べ日数）
仙台市消防局（宮城県）	5回	15日
東京消防庁（東京都）	9回	19日
一宮市消防本部（愛知県）	3回	12日
衣浦東部広域連合消防局（愛知県）	3回	9日
瀬戸市消防本部（愛知県）	5回	227日×5
高山市消防本部（岐阜県）	16回	27日
高岡市消防本部（富山県）	5回	年中全て
勝山市消防本部（福井県）	5回	毎年約50日間
玉野市消防本部（岡山県）	5回	毎年10月1日～翌5月31日

<参考> 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第二十三条 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができる。

### 10. 具体的にどのようなときに発動したか

- ・ 仙台七夕まつり
- ・ 年末年始の初詣のとき（高尾山）
- ・ 一宮市七夕まつり開催に伴う飾りつけ区域内の火災警戒のため発動
- ・ 安城市七夕まつり（多数の集客が見込まれ、七夕飾りに多くの可燃物を使用している）
- ・ 重要文化財に該当する建物の敷地とその周辺地域（23ヘクタール）におけるたき火又は喫煙の制限
- ・ 火災警報と同じタイミングで発動
- ・ 当消防本部管内における石油コンビナート等特別区域内の移送取扱所において、そのルートの起点から終点及びその周辺について制限を発動
- ・ 例年、春の乾燥期に行楽地、名勝地、史跡等に対して発動
- ・ 昭和49年2月に発生した山火事を契機に昭和52年以降毎年発動（10/1～5/31）

# 火災警報の発令実績等について⑦

## 1 1. たき火又は喫煙の制限を発動したことをどのように住民に周知したか

- ・掲示板により公示
- ・①警戒区域内及び付近の町内会に回覧を依頼、②警戒区域に標識を設置、③市広報に掲載、④ウェブページにて告示⑤来場者に対して放送設備を使用
- ・告示、町内回覧チラシ、ホームページ
- ・防災行政無線（サイレン・広報）、消防車両による巡回広報、メール配信、防災ラジオ、報道機関FAX
- ・市火災予防条例規則に定める制札を掲出
- ・市役所、消防署に告知文書の掲示、制限区域に看板の設置

## 1 2. 住民がたき火又は喫煙の制限に従っているかどうかをどのように確認したか

- ・巡回警戒の実施
- ・消防特別警戒の実施による巡回
- ・開催期間中に巡回による指導を実施し確認

## 1 3. 実際にたき火又は喫煙の制限を発動して効果があったと感じた点

- ・期間中、制限区域における火災の発生がない。
- ・期間中に火災が発生しなかった点。
- ・喫煙についてはごく少数の人が喫煙制限されていることを知らずに指定場所以外で喫煙することはあったが、たき火については実施する人はいなかった。
- ・一定の効果があった。
- ・これまで制限区域において、火災等に関する事故が起きていない。
- ・制限区域の火災はない。
- ・区域内を管理している協会と共通認識が持てていること。

## 1 4. 実際にたき火又は喫煙の制限を発動して課題があったと感じた点

- ・範囲が広く周知が行き届いているか確認できない。外国語話者への周知ができていないか。
- ・毎年の行事であるため、市民に対しての周知は一定の効果があると考えますが、市外の多数の来場者に対しての周知は難しい。
- ・ホームページや看板等で周知してはいるが、すべての住民が見て認識しているとは限らず、周知方法が難しい。

# 火災警報の発令実績等について⑧

## 15. 過去5年間に消防法第3条第1項第1号に基づく命令を発動した実績がある消防本部

	発動回数
砂川地区広域消防組合（北海道）	40
利尻礼文消防事務組合消防本部（北海道）	1
斜里地区消防組合消防本部（北海道）	2
あぶくま消防本部（宮城県）	197(※)
甲府地区広域行政事務組合消防本部（山梨県）	72
土岐市消防本部（岐阜県）	1
鳥羽市消防本部（三重県）	1
立山町消防本部（富山県）	53
高野町消防本部（和歌山県）	60
貝塚市消防本部（大阪府）	毎年20～30程度
板野東部消防組合消防本部（徳島県）	11
串間市消防本部（宮崎県）	1
沖永良部与論地区広域事務組合消防本部（鹿児島県）	18

※乾燥注意報発表中に焼却が行われている場合に、口頭で中止を依頼しているもの。

（上記のほか、鯖江・丹生消防組合消防本部（福井県）において、たき火の届出があった場合に、消火準備等を指導している。）

<参考> 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第三条 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五条の三の二を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二～四 （略）

②～④ （略）

## 1 6. 具体的にどのようなときに発動したか

### 【1】火災の危険性が高いとき

- ・ 乾燥注意報の発表中など、周囲に延焼のおそれがあるとき
- ・ 野焼き等を実施する際に、強風等により火災予防上必要であったとき
- ・ 強風時に、ゴミの焼却、籾殻の焼却、畔草の焼却などを行っていたとき

### 【2】通報や苦情があったとき

- ・ たき火等、火災とまぎらわしい煙等を発する行為をしており、住民から通報があったとき
- ・ たき火を実施していた者に対して近隣住民から苦情があったとき

### 【3】消火準備に不備があったとき

- ・ 行為者が消火器具の準備をしていなかったとき

## 1 7. 実際に命令を発動して効果があったと感じた点

### 【1】火災の抑止や延焼の防止につながった点

- ・ 予め注意喚起を行うことにより火災を未然に防ぐことができた。
- ・ その後の火災発生を抑止になった。
- ・ 延焼を未然に防いだ。

### 【2】住民の意識が変化した点

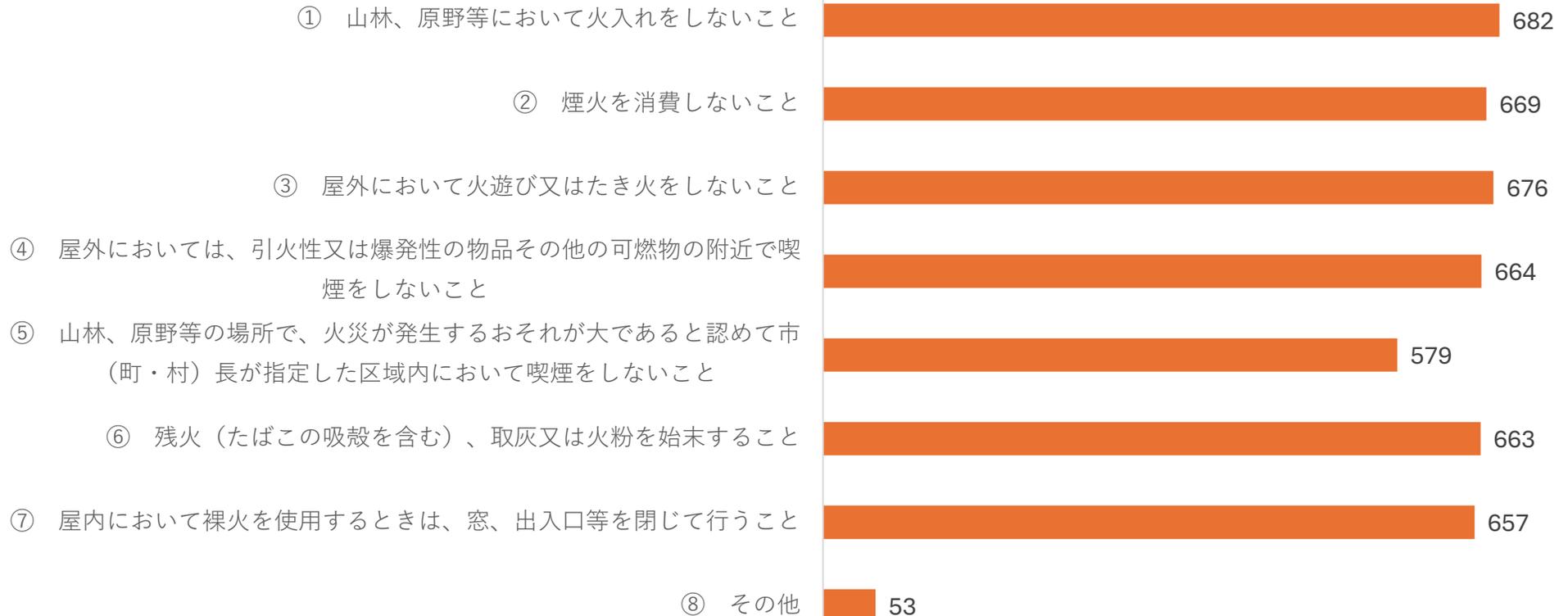
- ・ 命令を発動して以降、無断焼却がなくなった。
- ・ 本人の防火に関する意識が変わった。

## 1 8. 実際に命令を発動して課題があったと感じた点

- ・ たき火等の行為に対し、住民が消防への届出や初期消火対策を講じていなかった。
- ・ 命令に従っているかの確認ができない。

# 火災警報を発令した場合に制限される行為について

## 1. 火災警報を発令した場合に制限される行為について、自治体の条例で定められているもの (複数回答あり) (回答数：728)



<参考> 火災予防条例(例) (昭和三十六年十一月二十二日自消甲予発第七十四号消防庁長官)

(火災警報発令中における火の使用制限)

第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 二 煙火を消費しないこと。
- 三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くで喫煙をしないこと。
- 五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 六 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- 七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

# 火災警報に関する課題意識等について

## 【1】発令基準の不明確・未整備

- ・発令条件は規定されているが、実効性のある発令基準が規定されていないため、定める必要がある。
- ・火災警報を発令する際の明確な判断基準が必要。
- ・数値基準はあるが気象状況が短時間に変動するケースがある。

## 【2】発令に伴う社会的影響・制限の厳しさ

- ・罰則を伴う拘束力が発生すること、農家が多く火入れを一律に禁ずることへの影響があることから発令しにくい。
- ・火災警報を発令することで住民生活に制限がかかること。
- ・火災警報発令により火の使用制限を課すことへの社会的影響が大きいため、発令に躊躇している。

## 【3】周知・広報の課題

- ・発令したとき市民への周知方法が課題になっている。
- ・火災警報に対する住民の理解、協力が得られないのではないかとの懸念。
- ・高齢者や外国人等への情報伝達が難しい。

## 【4】運用・手続きの未整備・不明確

- ・発令に関するマニュアルを策定する必要がある。
- ・定めがあるが、どのようなフローで発令するかを内部では決めていない・考えていない。
- ・条例違反をしている者に対してどのような手順で指導を行い記録等を残すことなど具体的な運用方法がない。

## 【5】実効性・効果への疑念

- ・発令したとしても効果があるのか不確かである。
- ・住民が火災警報の意味を理解し、行動に移すかが未知数である。
- ・警報を発令することで果たしてどこまで抑止力があるのか。

## 【6】組合消防本部における発令に関する課題

- ・消防法第22条の発令権者は市町村長であるが、構成市町村の担当者と調整が難航している。
- ・消防と町との調整や意見交換、広報が必要。
- ・広域消防では、市町長から消防長への発令委任は難しいと予想される。

## 【7】他自治体との連携

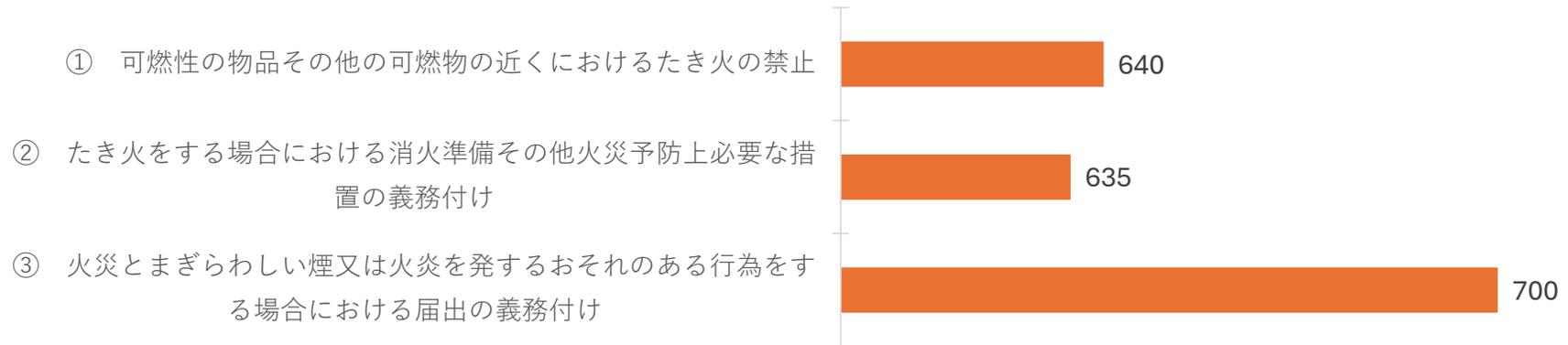
- ・隣県の市との発令の整合性が取れない場合がある。
- ・統一した指針があれば調整が円滑に進むのではないか。
- ・県が主導となり、県下で統一的なルール作りが必要ではないか。

## 【8】火災警報の発令経験・実績の欠如

- ・発令したことがないため、方法等について手順の確認や体制の検証等を行う必要がある。

# 屋外における燃焼行為対策等について①

## 1. 火災予防条例（例）で規定している以下の屋外における燃焼行為に対する規制のうち、自治体の条例で定められているもの（回答数：728）



<参考>火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日自消甲予発第七十四号消防庁長官）  
（たき火）

第二十五条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発生おそれのある行為等の届出）

第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為

二 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

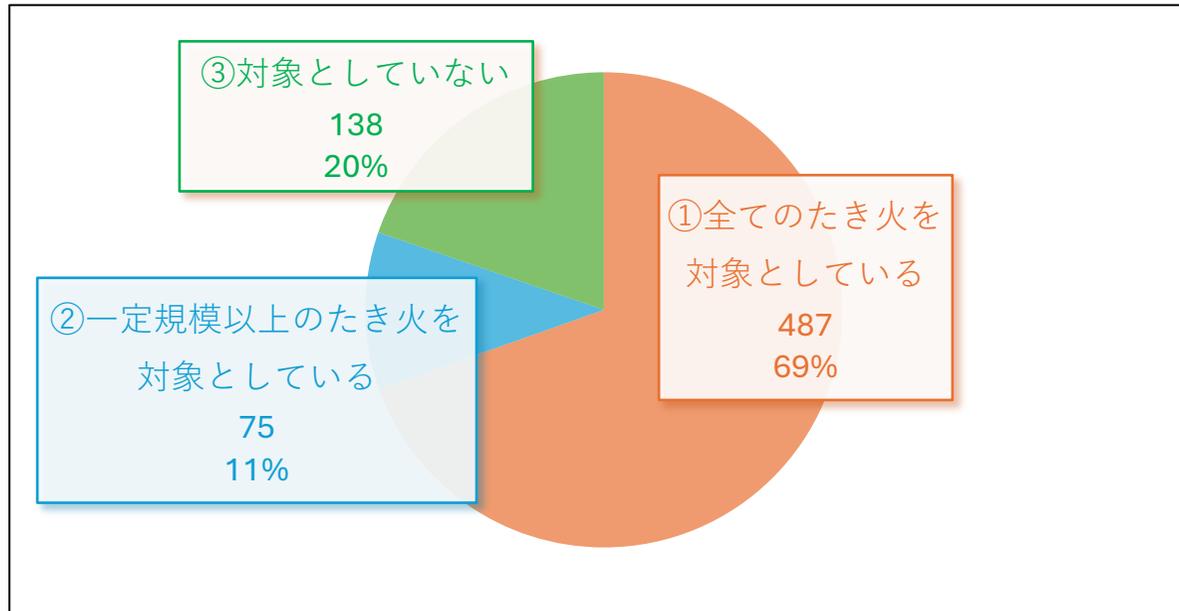
四 水道の断水又は減水

五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

## 屋外における燃焼行為対策等について②

2. 1. で「③火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をする場合における届出の義務付け」を回答した場合、たき火を当該規定に基づく届出の対象としているか（回答数：700）

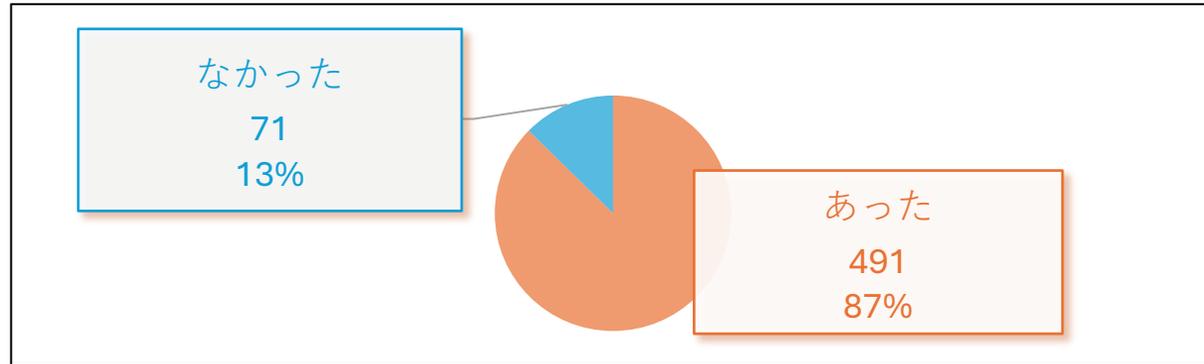


3. 2. で「②一定規模以上のたき火を対象としている」を回答した場合、具体的にどのようなたき火を届出の対象としているか

- ・ 社会通念上、火災と間違われる程度の火炎が発生するもの
- ・ 事業者が実施するたき火
- ・ 学校行事や事業所等の組織的に行われるたき火
- ・ 地域のお祭り、公共の場で行われるイベント、法人による雑草焼却等
- ・ 山林・原野での火入れ、田畑での土手草焼き等
- ・ 農林漁業を営むためにやむ得ないものとして行われる廃棄物の焼却以外のもの

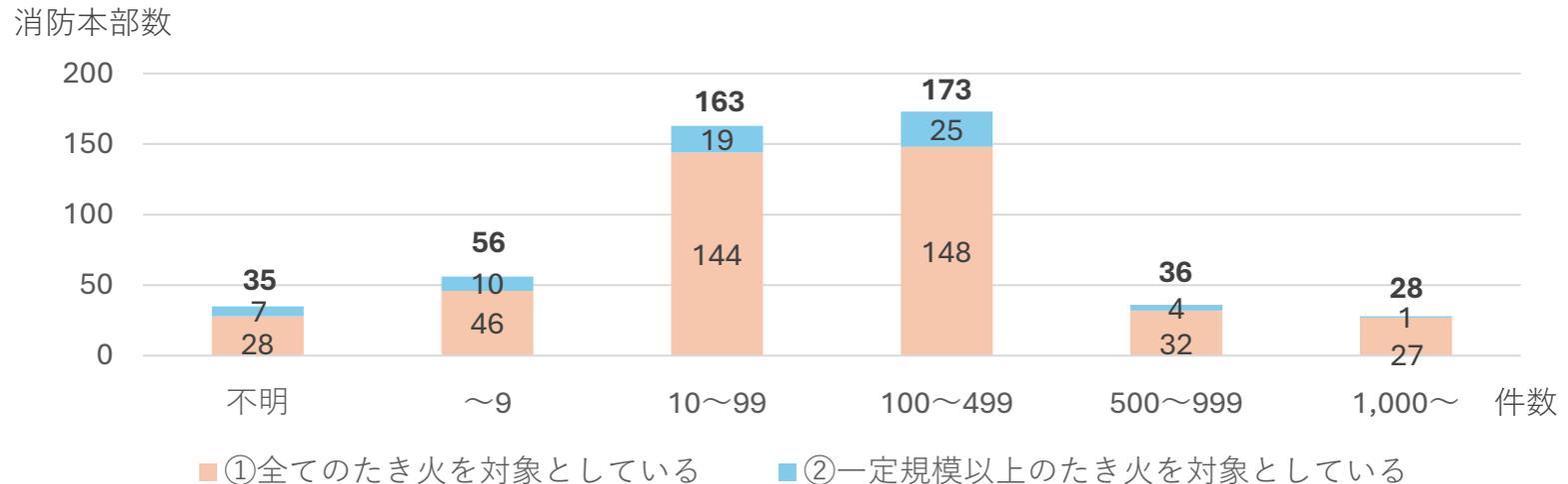
# 屋外における燃焼行為対策等について③

4. 2. で「①全てのたき火を対象としている」又は「②一定規模以上のたき火を対象としている」を回答した場合、過去5年間に実際にたき火の届出があったか（回答数：562）



5. 2. で「①全てのたき火を対象としている」又は「②一定規模以上のたき火を対象としている」を回答した場合、令和6年のたき火の届出の件数（回答数：491）

※令和6年度の数値として回答があったものを含む



## 6. たき火の届出を受けて講じた具体的な対策

### 【1】たき火の届出者に対する指導（消火準備等）

- ・ 初期消火（消火器や水バケツ等）の準備を指導
- ・ その場を離れない、監視を徹底することを指導
- ・ 開始時と終了時に消防本部に連絡するよう指導

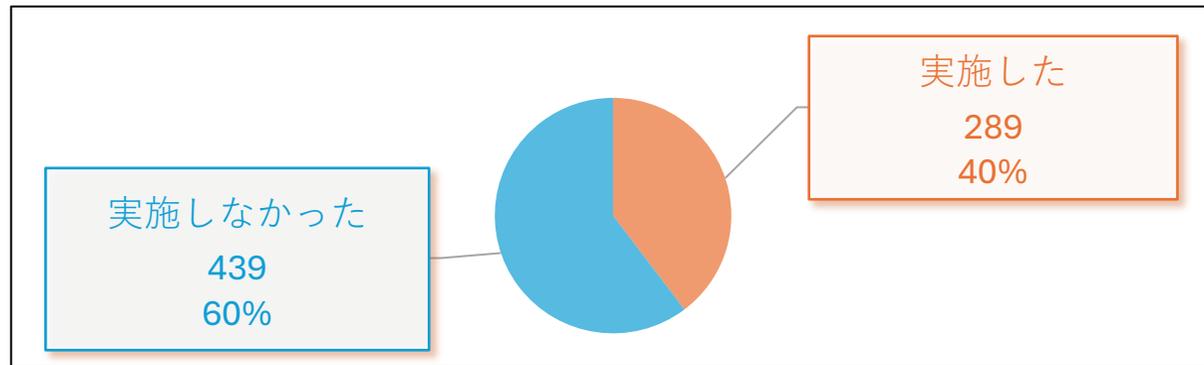
### 【2】たき火の届出者に対する指導（実施時期の変更等）

- ・ 強風・乾燥注意報の発令時等、気象状況に応じて中止・延期を指導
- ・ 一度に焼却する量の制限を指導
- ・ 庭木剪定処理は焼却ではなく可燃ゴミとして収集日に出すよう指導
- ・ 日の出から日没までの間に行うよう指導

### 【3】消防本部等による警戒体制の強化

- ・ 事前に現地踏査を実施し、周囲状況や離隔距離が安全かを確認
- ・ 通信指令室と情報共有を行い、地図情報に入力
- ・ 消防団に情報共有し、規模が大きいたき火の場合は団員による警戒を実施
- ・ 消防車による巡回を実施

## 7. 令和6年の林野火災防御訓練の実施状況（回答数：728）



（実施した訓練の具体的な内容）

- ・ホース延長訓練、長距離送水訓練、放水訓練、空中消火資機材取扱訓練

## 8. 林野火災に拡大するおそれのある屋外における燃焼行為対策として効果的だと考えられる取組

- ・管内の屋外での燃焼行為を起因とする火災はそのほとんどが届出未実施のため、届出の徹底
- ・火災予防条例（例）第45条に基づく届出を受けた際に注意喚起するのが最も効果的と考える
- ・警察と連携して巡回を行い、届出未実施の焼却行為に対して指導
- ・消防法第3条第1項第1号に基づく命令の積極的な発動
- ・農作業等の火入れは自治会単位で行うよう指導し、複数人で監視
- ・燃焼行為実施前の防火帯の作成を徹底

# (参考)屋外における燃焼行為に対する規制の適用関係について

- 屋外における燃焼行為(たき火・火入れ・廃棄物の焼却)に対する関係法令上の規制の適用関係は、以下のとおり。

## たき火

(消防法第3条等で規定されているもの)

【解釈】火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般(逐条解説消防法第五版)

### 【たき火に適用される消防法令上の規制】

- 可燃物の近くにおけるたき火の禁止(火災予防条例例第25条第1項)
- たき火をする場合における消火準備等の火災予防上必要な措置の義務づけ(火災予防条例例第25条第2項)
- 火災とまぎらわしい煙等を  
発するおそれのある行為等をする場合における消防本部への届出(火災予防条例例第45条)(※1)
- 火の使用の制限(消防法第22条、火災予防条例例第29条)(※火災警報発令時のみ)

基本的にたき火に包含される

## 火入れ

(森林法第21条の許可対象となるもの)

【解釈】森林法第21条の火入れとは、土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為(昭和59年農林水産事務次官通知)

### 【火入れに適用される森林法令上の規制】

- 森林又はその周囲1kmの範囲内における火入れに対する市町村長による許可制度(森林法第21条)(市町村長が許可できるもの)
  - ・造林のための地ごしらえ
  - ・開墾準備
  - ・害虫駆除
  - ・焼畑
  - ・採草地の改良

## 廃棄物の焼却

(廃掃法第16条の2で規定されているもの)

【廃棄物の定義】ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(廃掃法第2条第1項)

### 【廃棄物の焼却に適用される廃掃法令上の規制】

- 廃棄物の焼却の禁止(廃掃法第16条の2)(例外)
  - ・農林漁業を営むためにやむを得ないもの
  - ・日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの等

一部(家庭用焼却炉を用いて行うもの等)がたき火の範囲外

(※1) 火災警報等に関するアンケート調査結果によると、多くの消防本部が、たき火を当該規定に基づく届出の対象としている。

(※2) (参考)「野焼き」は法令用語ではないが、例えば国語辞典では「①草の芽がよく出るように、早春、野の枯れ草を焼くこと。

②廃棄物を野外で焼却すること。廃棄物処理法により原則禁止されている。」(大辞林第四版)などと定義されている。

# (参考)参照条文(消防法令に基づく火気使用制限)

## ●火災気象通報及び火災警報(消防法第22条)

第二十二條 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報※しなければならない。

② 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

③ 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

④ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

## ●火災警報発令中における火の使用制限(火災予防条例(例)第29条)

第二十九條 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 山林、原野等において火入れをしないこと。

二 煙火を消費しないこと。

三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

六 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと

## ●たき火、喫煙の制限(消防法第23条)

第二十三條 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができる。

## ●罰則(消防法第44条)

第四十四條 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一～十七 (略)

十八 第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者

十九～二十三 (略)

## ●火災の予防等のための措置命令(消防法第3条)

第三條 消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五條の三の二を除き、以下同じ。)、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二 残火、取灰又は火粉の始末

三・四 (略)

②～④ (略)

⇒ 消防法第三条第一項に基づき、火災の予防等のための措置命令を行うことができる。なお、この命令に従わなかった者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処される。

# (参考)参照条文(消防法令に基づく火気使用制限)

## ●たき火(火災予防条例(例)第25条)

第二十五条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

## ●火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出(火災予防条例(例)第45条)

第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

二 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

四 水道の断水又は減水

五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

# (参考)参照条文(森林法令に基づく火入れ規制等)

## ●火入れ(森林法第21条)

第二十一条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内(※)にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。

2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。

一 造林のための地ごしらえ 二 開墾準備 三 害虫駆除 四 焼畑

五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの → 採草地の改良(森林法施行規則第47条第1項)

3~4 (略)

※ 法第二十一条第一項の政令で定める範囲は、森林の周囲一キロメートルの範囲とする。(森林法施行令第3条の2)

## ●防火の設備等(森林法第22条)

第二十二条 前条第一項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している農林水産省令で定める範囲内(※)にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

※ 法第二十二条の農林水産省令で定める範囲は、火入れをしようとする森林又は土地の周囲一キロメートルの範囲とする。

(森林法施行規則第47条第3項)

## ●火入れ時の罰則(森林法第205条)

第二百五条 第二十一条第一項又は第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。この場合において、その火入れをした森林が保安林であるときは、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十一条第一項又は第二十二条の規定に違反し、これによつて他人の森林を焼燬した者は、三十万円以下の罰金に処する。この場合において、その森林が保安林であるときは、五十万円以下の罰金に処する。

# (参考)参照条文(廃棄物処理法令に基づく規制)

## ●廃棄物の焼却禁止(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、第25条)

### 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一～十四 (略)
- 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
- 十六 (略)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑
  - 二 第二十五条第一項(前号の場合を除く。)、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条 各本条の罰金刑
- 2 (略)

### 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの